

特別養護老人ホーム フローラ石神井公園

利用料金（1割負担）

（1）施設利用料

施設利用料(1日あたり)多床室

単位 円

要介護度と 利用料金 (A)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		7,052	7,815	8,611	9,374	10,126
介護福祉施設サービス費Ⅱ		6,420	7,183	7,979	8,742	9,494
日常生活継続支援加算		392	392	392	392	392
精神科医療養指導体制加算		54	54	54	54	54
看護体制加算Ⅰ□		44	44	44	44	44
夜勤職員配置加算Ⅰ□		142	142	142	142	142
介護保険から給付される額 (B)		6,347	7,034	7,750	8,437	9,113
自己負担額(A)-(B)=(C)		705	781	861	937	1,013
居室にかかる 自己負担額 別紙①による (D)	第1段階	0	0	0	0	0
	第2段階	370	370	370	370	370
	第3段階①	370	370	370	370	370
	第3段階②	370	370	370	370	370
	第4段階	855	855	855	855	855
食事にかかる 自己負担分 別紙①による (E)	第1段階	300	300	300	300	300
	第2段階	390	390	390	390	390
	第3段階①	650	650	650	650	650
	第3段階②	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	第4段階	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
自己負担額の合計 (C)+(D)+(E)	第1段階	1,005	1,081	1,161	1,236	1,313
	第2段階	1,465	1,541	1,621	1,697	1,773
	第3段階①	1,725	1,807	1,881	1,957	2,033
	第3段階②	2,435	2,511	2,591	2,667	2,743
	第4段階	3,360	3,436	3,516	3,592	3,668

施設利用料(1日あたり)個室

単位 円

要介護度と 利用料金 (A)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		7,052	7,815	8,611	9,374	10,126
介護福祉施設サービス費Ⅰ		6,420	7,183	7,979	8,742	9,494
日常生活継続支援加算		392	392	392	392	392
精神科医療養指導体制加算		54	54	54	54	54
看護体制加算Ⅰ□		44	44	44	44	44

夜勤職員配置加算Ⅰ□		142	142	142	142	142
介護保険から給付される額 (B)		6,347	7,034	7,750	8,437	9,113
自己負担額(A)-(B)=(C)		705	781	861	937	1,013
居室にかかる 自己負担額 別紙①による (D)	第1段階	320	320	320	320	320
	第2段階	420	420	420	420	420
	第3段階①	820	820	820	820	820
	第3段階②	820	820	820	820	820
	第4段階	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
食事にかかる 自己負担分 別紙①による (E)	第1段階	300	300	300	300	300
	第2段階	390	390	390	390	390
	第3段階①	650	650	650	650	650
	第3段階②	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	第4段階	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
自己負担額の合計 (C)+(D)+(E)	第1段階	1,325	1,401	1,481	1,557	1,633
	第2段階	1,515	1,591	1,671	1,747	1,823
	第3段階①	2,175	2,251	2,331	2,407	2,483
	第3段階②	2,885	2,961	3,041	3,117	3,193
	第4段階	3,676	3,752	3,832	3,908	3,984

・加算について

介護保険法による下記のサービスを実施した場合上記利用料金に各金額が加算されます。

- ① 個別機能訓練加算Ⅰ 1日13円
- ② 個別機能訓練加算Ⅱ 1日22円
- ③ 栄養マネジメント強化加算 1日12円
- ④ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 総単位数に6.0%を乗じた単位数に単価(10.90円)を乗じた額の10%
- ⑤ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 総単位数に2.7%を乗じた単位数に単価(10.90円)を乗じた額の10%
- ⑥ 福祉施設ベースアップ等支援加算 総単位数に1.6%を乗じた単位数に単価(10.90円)を乗じた額の10%
- ⑦ 療養食加算 1回 7円
- ⑧ 口腔衛生管理加算Ⅰ 1月98円
- ⑨ 経管栄養から経口栄養への移行加算 1日31円(180日限度)
- ⑩ 初期加算 新規入所、または30日を超える病院・診療所への入院後の再入所から30日間に限り、1日33円
- ⑪ 外泊時加算 入所期間中に入院、または自宅等に外泊した場合、1日269円1ヶ月に6日(月をまたがる場合は各月6日)を限度とし、入院、外泊の初日と最終日はいただきません。なお、外泊時加算期間よりさらに外泊入院される場合、居室を確保している期間の居室料を頂きます。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、自己負担額を変更します。

※今後、認知症専門ケア、準ユニットケア、看取り介護、在宅入所相互利用、その他介護保険法によるサービス実施加算が制定されたときは、基準に基づく金額をいただきます。

(2) 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けている場合は、居住費・食費の負担が軽減されます。

(単位：円)

段階	対象者		居室費		食費
			従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者		320	0	300
	高齢福祉年金受給者				
第2段階	特別区民税世帯非課税	課税年金収入額+その他の合計所得金額+非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	420	370	390
第3段階 ①		課税年金収入額+その他の合計所得金額+非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方	820	370	650
第3段階 ②		課税年金収入額+その他の合計所得金額+非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	820	370	1,360
第4段階		上記以外の方	855	1,171	1,800

※負担限度額認定証の負担限度額に変更があった場合、自己負担金を変更します。

(3) その他の料金

以下のサービスは利用料金の全額が自己負担となります。

特別な食事の提供

特別な居室の提供

理美容サービス

その他日常生活に関わる費用として、別途定める料金を請求します。

(4) 基本料金の減免措置

介護保険法令に準じます。

特別養護老人ホーム フローラ石神井公園

利用料金（2割負担）

（1）施設利用料

施設利用料(1日あたり)多床室

単位 円

要介護度と 利用料金 (A)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		7,052	7,815	8,611	9,374	10,126
介護福祉施設サービス費Ⅱ		6,420	7,183	7,979	8,742	9,494
日常生活継続支援加算		392	392	392	392	392
精神科医療養指導体制加算		54	54	54	54	54
看護体制加算Ⅰ□		44	44	44	44	44
夜勤職員配置加算Ⅰ□		142	142	142	142	142
介護保険から給付される額(B) (8割)		5,642	6,252	6,889	7,499	8,101
自己負担額(A)-(B)=(C) (2割負担)		1,410	1,563	1,722	1,875	2,025
居室の料金 別紙①による(D)	第4段階	855	855	855	855	855
食事にかかる料金 別紙①による(E)	第4段階	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
自己負担額の合計 (C)+(D)+(E)	第4段階	4,065	4,218	4,377	4,529	4,680

施設利用料(1日あたり)個室

単位 円

要介護度と 利用料金 (A)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		7,052	7,815	8,611	9,374	10,126
介護福祉施設サービス費Ⅰ		6,420	7,183	7,979	8,742	9,494
日常生活継続支援加算		392	392	392	392	392
精神科医療養指導体制加算		54	54	54	54	54
看護体制加算Ⅰ□		44	44	44	44	44
夜勤職員配置加算Ⅰ□		142	142	142	142	142
介護保険から給付される額(B) (8割)		5,642	6,252	6,889	7,499	8,101
自己負担額(A)-(B)=(C) (2割負担)		1,410	1,563	1,722	1,875	2,025
居室の料金 別紙①による(D)	第4段階	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
食事にかかる料金 別紙①による(E)	第4段階	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
自己負担額の合計 (C)+(D)+(E)	第4段階	4,381	4,534	4,693	4,846	4,996

・加算について

介護保険法による下記のサービスを実施した場合上記利用料金に各金額が加算されます。

- ① 個別機能訓練加算Ⅰ 1日 26円
個別機能訓練加算Ⅱ 1日 44円
- ② 栄養ケアマネジメント強化加算 1日 24円
- ③ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 総単位数に6.0%を乗じた単位数に単価(10.90円)を乗じた額の20%
- ④ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 総単位数に2.7%を乗じた単位数に単価(10.90円)を乗じた額の20%
- ⑤ 療養食加算 1回 13円
- ⑥ 口腔衛生管理加算Ⅰ 1月 196円
- ⑦ 経管栄養から経口栄養への移行加算 1日 62円(180日限度)
- ⑧ 初期加算 新規入所、または30日を超える病院・診療所への入院後の再入所から30日間に限り、 1日 66円
- ⑨ 外泊時加算 入所期間中に入院、または自宅等に外泊した場合、1日 538円
1ヶ月に6日(月をまたがる場合は各月6日)を限度とし、入院、外泊の初日と最終日はいただきません。なお、外泊時加算期間よりさらに外泊入院される場合、居室を確保している期間の居室料を頂きます。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、自己負担額を変更します。

※ 今後、認知症専門ケア、準ユニットケア、看取り介護、在宅入所相互利用、その他介護保険法によるサービス実施加算が制定されたときは、基準に基づく金額をいただきます。

(2) 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けている場合は、居住費・食費の負担が軽減されます。

(単位：円)

段階	対象者		居室費		食費	
			従来型個室	多床室		
第1段階	生活保護受給者		320	0	300	
	特別区 民税 世帯 非課税	高齢福祉年金受給者				
第2段階		課税年金収入額+その他の合計所得金額+非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方		420	370	390
		第3段階 ①	課税年金収入額+その他の合計所得金額+非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方		820	370

第3段階 ②	課税年金収入額+その他の合計所得金額+非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	820	370	1,360
第4段階	上記以外の方	855	1,171	1,800

※負担限度額認定証の負担限度額に変更があった場合、自己負担金を変更します。

(3) その他の料金

以下のサービスは利用料金の全額が自己負担となります。

特別な食事の提供

特別な居室の提供

理美容サービス

その他日常生活に関わる費用として、別途定める料金を請求します。

(4) 基本料金の減免措置

介護保険法令に準じます。

特別養護老人ホーム フローラ石神井公園

利用料金（3割負担）

（1）施設利用料

施設利用料(1日あたり)多床室

単位 円

要介護度と 利用料金 (A)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		7,052	7,815	8,611	9,374	10,126
介護福祉施設サービス費Ⅱ		6,420	7,183	7,979	8,742	9,494
日常生活継続支援加算		392	392	392	392	392
精神科医療養指導体制加算		54	54	54	54	54
看護体制加算Ⅰ□		44	44	44	44	44
夜勤職員配置加算Ⅰ□		142	142	142	142	142
介護保険から給付される額(B) (7割)		4,936	5,471	6,028	6,562	7,088
自己負担額(A)-(B)=(C) (3割負担)		2,116	2,344	2,583	2,812	3,038
居室にかかる 自己負担額(D)	第4段階	855	855	855	855	855
食事にかかる 自己負担分(E)	第4段階	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
自己負担額の合計 (C)+(D)+(E)	第4段階	4,771	4,999	5,238	5,467	5,693

施設利用料(1日あたり)個室

単位 円

要介護度と 利用料金 (A)		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		7,052	7,815	8,611	9,374	10,126
介護福祉施設サービス費Ⅰ		6,420	7,183	7,979	8,742	9,494
日常生活継続支援加算		392	392	392	392	392
精神科医療養指導体制加算		54	54	54	54	54
看護体制加算Ⅰ□		44	44	44	44	44
夜勤職員配置加算Ⅰ□		142	142	142	142	142
介護保険から給付される額(B) (7割)		4,936	5,471	6,028	6,562	7,088
自己負担額(A)-(B)=(C) (3割負担)		2,116	2,344	2,583	2,812	3,038
居室にかかる 自己負担額(D)	第4段階	1,171	1,171	1,171	1,171	1,171
食事にかかる 自己負担分(E)	第4段階	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
自己負担額の合計 (C)+(D)+(E)	第4段階	5,087	5,315	5,554	5,783	6,009

・加算について

介護保険法による下記のサービスを実施した場合上記利用料金に各金額が加算されます。

- ① 個別機能訓練加算Ⅰ 1日 39円
個別機能訓練加算Ⅱ 1日 66円
- ② 栄養ケアマネジメント強化加算 1日 36円
- ③ 介護職員処遇改善加算Ⅱ 総単位数に6.0%を乗じた単位数に単価(10.90円)を乗じた額の30%
- ④ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 総単位数に2.7%を乗じた単位数に単価(10.90円)を乗じた額の30%
- ⑤ 療養食加算 1回 20円
- ⑥ 口腔衛生管理加算Ⅰ 1月 294円
- ⑦ 経管栄養から経口栄養への移行加算 1日 93円(180日限度)
- ⑧ 初期加算 新規入所、または30日を超える病院・診療所への入院後の再入所から30日間に限り、 1日 99円
- ⑨ 外泊時加算 入所期間中に入院、または自宅等に外泊した場合、1日 807円
1ヶ月に6日(月をまたがる場合は各月6日)を限度とし、入院、外泊の初日と最終日はいただきません。なお、外泊時加算期間よりさらに外泊入院される場合、居室を確保している期間の居室料を頂きます。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、自己負担額を変更します。

※ 今後、認知症専門ケア、準ユニットケア、看取り介護、在宅入所相互利用、その他介護保険法によるサービス実施加算が制定されたときは、基準に基づく金額をいただきます。

(2) 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けている場合は、居住費・食費の負担が軽減されます。

(単位：円)

段階	対象者		居室費		食費	
			従来型個室	多床室		
第1段階	生活保護受給者		320	0	300	
	特別区 民税 世帯 非課税	高齢福祉年金受給者				
第2段階		課税年金収入額+その他の合計所得金額+非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方		420	370	390
		第3段階 ①	課税年金収入額+その他の合計所得金額+非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方		820	370

第3段階 ②	課税年金収入額＋その他の合計所得金額＋非課税年金収入額の合計が年間120万円超の方	820	370	1,360
第4段階	上記以外の方	855	1,171	1,800

※負担限度額認定証の負担限度額に変更があった場合、自己負担金を変更します。

(3) その他の料金

以下のサービスは利用料金の全額が自己負担となります。

特別な食事の提供

特別な居室の提供

理美容サービス

その他日常生活に関わる費用として、別途定める料金を請求します。

(4) 基本料金の減免措置

介護保険法令に準じます。